これらサンプルニヨリテ日本ノ現状ノ経済状態カラ推シテ完全ニ合ツタモノ
ヲ見出シ得ルモノヲ選ンデ而シテ之ヲ内地ニ提供シテ何等カノ結果
ヲ生ゼシメントスル様子アリ多大ナル者ハ之ヲ実際ノ様子ヲ知リ且
一般労働者ニ於テモ其ノ要求スル意味ニテ其ノ新聞紙ノ利用シテ
総同盟ガ宣伝事業ニ対シ(テ)モ不足シテ居ル 又サウイフ事ヲ放任スル如キ
宣伝モ出来ナイシ又其ノ結果如何ト云フ事ヲ檢シ思ヒシモ
此ノ際此ノ如キ宣伝ノ方法ヲ会ノ一般ノ筆頭ト
造リタルモノニ於テ本年協議ニ於テ為シ居ル者カ出来シ得ル者アリ
出ス工場ノ労働者ノ如キ適当ノ方法ヲ講シテ之ヲ利用シテ
組合擁護運動ノ如キ方法ニ付キ方針ナリトス
ト語リ居リ一方関東労働同盟会ニ於テハ「労働者ノ向上ニ依リ職業ノ
経験ノ実状ニ応ジ協議工場ノ様子ヲ何等計画ヲ講シ居ルモノ、如ク
近ク西尾ノ本月九日上京シ翌十日関東醸造労働組合支部ニ於テ十二日頃之ヲ
来年四月(?)確定(?)一般ノ(?)通知(?)

九月十七日付
日本労働総同盟紡織労働組合川崎支部ノ報告
要件ハ左ノ如シ
日本労働総同盟紡織労働組合川崎支部ニ於テハ従業
婦人同盟ニ於テモ民衆新聞社社長ノ下ニ会合ノ擁護ノ為
決定シ本月十六日午後一時ヨリ川崎市堀ノ内川崎保寮
部ニ於テ発会式ヲ開催シ出席者ハ約二十名(内女七十名)
支部長工藤常作氏ノ挨拶アリ次テ会ノ趣旨ノ説明アリ同氏保護
トシテ追々記録アリタルハ後同組合婦人ノ大会十七日ニ安松
第子宮田(?)等会ノ準備ヲ為シ本部ノ賛否ヲ得ルコトトシテ
三十日総会ニ於テ途中ニ於テ決議ノ様子ヲ決定シタルガ
模様アリ
而シテ従業者ノ権利擁護セントスルノ決定アリタリ